

巻頭言

10月9～11日に幕張メッセで国内最大規模の農業関係の展示会「第14回農業WEEK」が開催されました。私も最終日に訪問しましたが、スマート農業など最先端の技術開発に取り組む国内外の企業が出展し、全国から多くの農業法人や農業参入企業、農業関係者が来場していました。

スマート農業については、水稻で農薬・肥料散布用のドローン、畜産で哺乳・搾乳等のロボット、施設園芸で統合環境制御、果樹でAIによる自動選果機などが本県でも導入されつつありますが、効率的な農業経営や労働力不足の緩和等につながるものと期待しているところです。

また、静岡県は「農業法人誘致推進連絡会」が出展し、農業法人等の誘致活動を紹介しました。本県ブースは多くの来訪者で賑わっており、連絡会構成員の県、公社、農業会議、市町（日替わりで裾野市、長泉町、藤枝市、菊川市）が対応しました。今回は4市町が参加しましたが、農業委員会を巡回し話を伺っていると、担い手確保の一環として、農業法人等の誘致に取り組む市町が増えていると感じています。公社では今後も県と連携しながら、誘致に取り組む市町に対して支援を行って参ります。（農業法人誘致の取組は4ページにも記載があります。）

さて、農地バンク事業の進捗状況ですが、11月末時点で貸付面積の実績は、810.3ha（前年同月は776.4ha）となっており、目標の1,000haの達成もみえてきました。関係機関の皆様にご感謝申し上げますとともに引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

来年4月以降、農地バンク事業は「農用地利用集積等促進計画」のみの取扱いになります。現在「農用地利用集積計画一括方式」を採用している市町におかれましては、手続きに支障が出ないように今一度スケジュールの確認をお願いいたします。

（農業振興公社 理事長 新田 明彦）



農地バンク事業貸付面積（11月末時点）の前年度比較

（単位：ha）

市町名	R6	R5	市町名	R6	R5	市町名	R6	R5
下田市		0.1	裾野市	5.5	4.2	牧之原市	48.5	41.0
東伊豆町	1.4	1.0	清水町			吉田町	2.8	6.1
河津町	0.2		長泉町	2.4	1.5	川根本町	3.4	0.4
南伊豆町	0.8		御殿場市	31.7	19.9	志太榛原地域	130.5	187.8
松崎町	0.2	2.0	小山町	10.3	15.4	御前崎市	51.5	19.8
西伊豆町			東部地域	106.4	84.8	菊川市	52.3	27.7
賀茂地域	2.6	3.1	富士宮市	21.1	25.6	掛川市	92.1	108.5
熱海市	1.5	0.3	富士市	78.8	31.6	磐田市	138.8	209.2
伊東市	1.6	1.2	富士地域	99.8	57.2	袋井市	8.2	2.7
三島市	13.0	12.5	静岡市	21.2	17.8	森町	3.0	1.1
函南町	7.9	5.5	中部地域	21.2	17.8	中遠地域	346.0	369.0
伊豆市	3.5	1.3	島田市	14.5	20.1	浜松市	95.7	53.5
伊豆の国市	12.8	3.6	焼津市	28.6	53.5	湖西市	8.1	3.1
沼津市	16.2	19.6	藤枝市	32.7	66.7	西部地域	103.9	56.6
* ラウンドにより合計値は一致しないことがあります						県計	810.3	776.4

地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画による農地の集積

農業経営基盤強化促進法の改正により、市町は令和7年3月までに地域計画を策定します。本年10月末時点では、清水町を除く34市町の236地域で策定に向けた取組を進めており、11月28日に熱海市で1地域、12月2日に菊川市で10地域の地域計画の公告を行いました。

地域計画策定の進捗状況（令和6年10月末時点）

市町数	耕地面積	策定予定地域数	策定予定面積	協議を終えた地域数	協議結果を公表した地域数	地域計画を公告した地域数
34	60,400ha	236	62,870ha	196 (83%)	149 (63%)	0 (0%)

（県農業ビジネス課調べ）

農地バンク事業は、地域計画が策定されるまでは経過措置期間として、農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という）のほかに農用地利用集積計画一括方式による農地の貸借も可能ですが、地域計画の公告後は促進計画に限られます。今年度に入ってから、既に19市町が促進計画による貸借を進めており、11月19日時点で県から159件の促進計画が認可されています。

農用地利用集積等促進計画の認可状況（令和6年11月19日時点）

市町数	認可件数	認可筆数	認可面積
19	159 (62)	4,707 (1,075)	414.8ha (78.8ha)

* 認可件数、認可筆数、認可面積の（ ）内は耕作者変更による配分のみの組直しの値

地域計画策定後、農地バンクは地域計画の区域内において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するにあたっては、地域計画の達成に資するよう、農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に貸し付けるものとします。

また、農業を担う者以外の者に貸し付ける必要が生じた場合、市町が、地域計画の変更を行った上で、促進計画を定めることが原則となります。

ただし、次の①から③のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとします。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となり、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸し付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われるとき
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となった時に備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。）

農業委員会は、地域計画の達成に資するように、地権者及び耕作者に対し、農地バンク事業の意義や制度について十分な説明を行い、農地バンク事業を活用するように積極的に促すことが定められました（農業経営基盤強化促進法第21条）。

農業委員会は、地域計画の目標地図に表示された農業を担う者（以下「受け手候補者」という。）に対して農地バンクを活用して農用地等の貸借を行うため、利用権の設定等を予定した日の1年以上前には、農地所有者等及び受け手候補者に対してその旨を通知します（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の8（1））。

対象の農用地等は地域計画の区域内の農用地等のうち、主に次の農用地等が対象になります。

受け手候補者に対して貸借を行う予定の農用地等や農用地利用集積等促進計画、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画等により認定農業者等へ貸借してある農用地等のうち、1年程度後に満期を迎える農用地等です。

農業経営基盤強化促進法等の改正前に権利移動した農用地等については、満期を迎える前に、農用地利用集積計画は市町、農用地利用配分計画は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業は農業協同組合が通知を发出していました。

地域計画に基づいた集積・集約化のために、市町、農業委員会、農業協同組合及び農地バンク等関係者と推進体制を構築し、情報共有を図りつつ農業委員会が主体となり農地所有者等及び受け手候補者に対して通知します。

所有者不明農地の活用

農地バンク事業により農地を貸借する場合は、2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意が必要になります。

しかし、担い手が耕作を希望している農地において、農地の所有者が死亡した際に相続登記がされていないこと等により、不動産登記簿等により所有者が直ちに判明しない場合や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない場合があります。

このような場合、2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得るには、農地の所有者の探索や、多数に及ぶ相続人の探索に多大な時間が必要になり、農地集積が円滑に進みません。

このような事態に対処するため、所有者が1人も分からない場合は農地法、共有者（相続人）が1人でも判明している場合は農地バンク法に基づき、農業委員会が所有者等の探索を行った上で公示を行い、全ての相続人の同意を得ることなく最大40年間の貸借が可能となります。

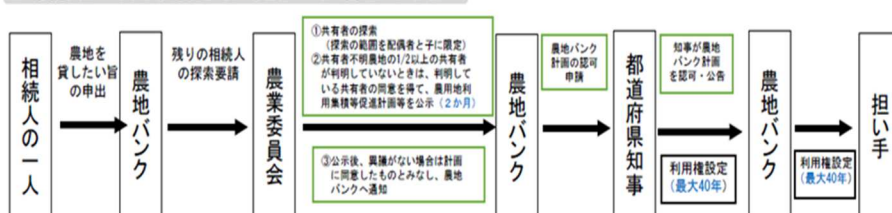
今後、高齢化の進展等により所有者等不明農地の増加が見込まれるため、静岡県では、農地バンクや農業委員会を支援し、本制度の活用を推進してまいります。

<手続きの概要>

■ 相続人が一人も判明していないとき → 農地法



■ 相続人が一人でも判明しているとき → 農地バンク法



農業法人誘致の取組【第14回農業WEEKへ出展】

～静岡県農業ビジネス課～

県と農業振興公社は、担い手不在農地へ県内外の農業法人等を誘致するため、令和5年5月31日に「静岡県農業法人誘致推進連絡会」を設立しました。連絡会には県内の全35市町のほか、金融機関である日本政策金融公庫やJA静岡県信連も加入しており、関係機関が一丸となって誘致活動に取り組んでいます。

連絡会では、この取組を広く周知するため、令和6年10月9日（水）～11日（金）に千葉県の幕張メッセで開催された国内最大規模の農業関連展示会である「第14回農業WEEK」にブース出展しました。3日間を通じて計205名の方が連絡会ブースを訪問し、静岡県への参入に関心のある農業法人等と情報交換しました。また、誘致に取り組んでいる4市町が日替わりで同ブース内で市町の紹介・PRを実施し、農業法人等とのマッチングが行われました。

連絡会では、法人の誘致を推進するため、引き続き情報発信に努めていきます。



会場の様子

(893社が出展し計35,921人が来場)



連絡会ブースでの対応の様子

農地バンク事業に係る令和6年度の賃借料の徴収及び支払等について

農地バンク事業に係る令和6年度の賃借料の徴収及び支払、農用地等の貸借状況の通知について、以下のスケジュールで実施しますので、よろしくお願いいたします。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 耕作者からの徴収（口座振替） | 12月10日（火） |
| 2 地権者への支払（口座振込） | 12月20日（金） |
| 3 農用地等の貸借状況の通知（使用貸借の方） | 11月15日（金） |

静岡県農地バンク（静岡県農業振興公社）がサポートします！

静岡県 農地中間管理

検索

本社 農地集積課 TEL 054-250-8989 〒420-0853 静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内

東部駐在	TEL 055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町 1-3	東部農林事務所内
富士駐在	TEL 0545-65-2261	〒416-0906	富士市本市場 441-1	富士農林事務所内
中部駐在	TEL 054-283-0650	〒422-8031	静岡市駿河区有明町 2-20	中部農林事務所内
志太榛原駐在	TEL 054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋 362-1	志太榛原農林事務所内
中遠駐在	TEL 0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付 3599-4	中遠農林事務所内
西部駐在	TEL 053-458-7105	〒430-0929	浜松市中央区中央 1-12-1	西部農林事務所内